

令和6年度大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金について

市では、高齢者の皆さんが安心して生活できるよう、住民同士が支え合う地域の体制づくりを目指しています。地域の中で、高齢者の居場所をつくり、積極的に交流し社会参加することは、自らの介護予防になり、みんなで支え合う地域づくりにつながります。

そこで、高齢者の皆さんが身近で気軽に集まることのできる場所を確保し、住民運営の通いの場の充実を図るため、「高齢者交流サロン」を設置し活動する団体又は個人に対し、その運営経費の一部を助成します。

1 補助対象者

高齢者交流サロンの取り組みを行う団体または個人

※個人の例 …… 自宅の一部を利用して高齢者交流サロンを開催

運営事業終了後もサロンを継続できるように、運営に当たり利用者から無理のない範囲で負担金を徴収するなど、自主財源の確保に努めていただくようお願いします。

2 事業対象者

市内に住所を有する65歳以上の高齢者

3 開催場所

「地域の高齢者が集まりやすい場所」であって、「継続して開催が可能な場所」とします。地域公民館を始め、個人宅や空き店舗を想定しています。借用物件の使用も可能とし、この場合、会場賃借料の一部を補助金の対象とすることも可能となります。

4 活動内容

特に定めません。

例として、お茶飲み、作品づくり、体操、レクリエーション、勉強会、カラオケ、昼食会…

※自由な時間に入入りし、おしゃべりをする活動も可能とします。

※無理のない内容で、定期的に、継続的に開催するように心がけてください。

※開催時には、スタッフ1名以上(サロンの運営に携わる方で資格は不問)の従事が必要となります。

5 開催頻度

原則として、1年を通じて1月当たり1回以上開催し、1回当たりの開催時間は、2時間以上とします。

ただし、備品を購入する団体又は個人は、週1回以上の開催とします。(※平成28年度～令和5年度に高齢者交流サロン活動拠点整備費または備品購入費の補助を受けた団体又は個人については、申請できません。)

複数人での運営など継続して実施できる体制を確保の上、開催してください。

運営及び活動の内容を明らかにするため、開催日時、従事したスタッフの氏名、利用者の氏名、活動内容、金銭の収支状況を日誌等に記載するものとします。なお、以下の参考様式がありますので、ご活用ください。

参考様式	内容
<input type="checkbox"/> 高齢者交流サロン年間実績書 (参考様式1)	日時、場所、実施内容、参加人数を記入するもので、これに記入しておくこと、事業実績書(様式第7号)作成に役立ちます。
<input type="checkbox"/> 高齢者交流サロン業務日誌 (参考様式2)	日時、実施内容、参加者氏名、スタッフ氏名を記入するものです。
<input type="checkbox"/> 高齢者交流サロン収支記録簿 ● 備品購入費分(参考様式3) ● 運営費分(参考様式4) ● 会場使用料分(参考様式5)	日付、支出額、用途等を記入しておくもので、これに記入しておくこと、収支精算書(様式第3号)の作成に役立ちます。
<input type="checkbox"/> 車両使用記録簿 (参考様式6)	事業に自家用車を使用した場合の記録用としてお使いください。

6 補助対象経費と補助金の額

事業区分	補助対象経費	補助金額	備考
(1) 運営費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、その他運営に必要と認められる費用	開催1回につき、補助対象経費の10分の10以内に相当する額。 1回の限度額 1,000円	注) 食糧費は補助対象外経費 (参照: Q&A6)
(2) 会場使用料		補助対象経費の10分の10に相当する額。 上限額: 月額 8,000円	

(3) 備品購入費	1 団体又は1 個人につき 1 回に限り、補助対象経費 の10分の10以内に相当 する額。 上限額5万円	補助年度 は、初年度 のみ
-----------	--	---------------------

(例) 備品購入費の一例

<p>集まった高齢者の使用を想定するものを対象とします。</p> <p>【備品】</p> <p>テーブル、椅子、そば打ちセット、こたつ、ポット、CDラジカセ</p>
--

(例) (2)の①運営費における一例

科 目	内 容
消耗品費	コピー用紙代、材料代など
燃料費	灯油代、送迎用ガソリン代など
印刷製本費	印刷代
光熱水費	水道料、電気代など
通信運搬費	切手代、電話代など

7 申請に必要な書類

書 類	添付書類等
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/> 事業計画書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 収支予算書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 支出の根拠となる見積書の写し (備品を購入する場合)
<input type="checkbox"/> その他必要と認める書類	申請の内容により、その他必要書類を提出していただきます。

※必要な方には、様式のデータを提供しますので、メールアドレスをご連絡ください。

8 スケジュール

3月21日 広報掲載、市ホームページ掲載

4月1日～4月12日 申請受付期間

- ・ただし、申請受付期間終了後に、新たに事業実施を開始する場合は、予算の範囲内で申請を随時受付します。

4月下旬 書類審査、交付決定通知

- ・必要に応じて、補助金の前金払を行います。

4月(交付決定通知日以降)～令和7年3月 高齢者交流サロン活動の取り組み

- ・必要に応じて、市が状況確認を行います。

令和7年3月 実績報告（補助金額の確定）

- ・実績金額が補助金額を下回った場合は、差額を返還していただくこととなります。なお、支出の証拠となる領収書がなければ、最終的に交付することはできませんのでご注意ください。

※令和7年4月 補助金の支払い（前金払を受けていない場合）

9 実績報告に必要な書類

書 類	添付書類等
<input type="checkbox"/> 補助金交付請求書(様式第6号)	<input type="checkbox"/> 事業実績書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 収支精算書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 支出の証拠となる領収書の写し
<input type="checkbox"/> その他必要と認める書類 ・支出の証拠となる領収書の写し	実績の内容により、その他必要書類を提出していただきます。

10 その他

- ・他の補助金等を受けている活動では、申請することはできません。
- ・地区版地域助け合い協議会と連携してください。
- ・補助金を申請する前に、申請内容について市に確認してください。
- ・詳細については、「大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付要綱」に定めていますので、必ず内容を確認してください。

11 お問い合わせ先

本補助金のお問い合わせ、申請書等の提出先は下記のとおりです。

〒022-0003 大船渡市盛町字下館下 14-1 (総合福祉センター内)
大船渡市保健福祉部 地域包括ケア推進室
TEL：26-2943 FAX：27-1589
メールアドレス：ofu_houkatsu@city.ofunato.iwate.jp

12 Q & A

Q1：自宅の一部を使用して個人で取り組みたいのですが、申請できますか。

A1：次のような点に注意してください。

- ① 大船渡市の場合は、自治会や老人クラブ等の活動も盛んです。このため、地域の代表者とも、取り組みについて話し合っておくことが必要です。また、申請にあたっては、地区版地域助け合い協議会に、補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書の写しをお渡しし、予め協議会の了解を得ておいていただくようお願いします。
- ② 未永く活動するためにも、一緒に取り組む仲間づくりも必要です。複数人での運営など継続して実施できる体制を確保の上、開催してください。具体的には、スタッフが1名の場合、急用等でサロンの開催が困難となる場合が想定されますので、スタッフ2名以上を確保の上、申請をお願いします。

Q2：計画した回数を実施できなかった場合、補助金の返還は必要ですか。

A2：開設1回あたり1,000円を交付することとしていますので、例えば、10回の開催予定が6回になった場合、4回分は交付の対象となりません。前金払を受けていて、開催回数が下回った場合は、返還の対象となります。

Q3：参加者がゼロの場合は、補助金をもらえないのですか。

A3：「高齢者が気が向いた時に行く場所がある」ことが大事なことだと考えています。日によっては、誰も来ない日があることも想定されますが、まずは「開けていること」が必要であり、そのために冷暖房を入れながらスタッフも準備しているため、結果的にその日がゼロであったとしても経費は発生していると考え、1日の実績として補助金を交付します。

Q4：備品購入費（5万円）の活用例は。

A4：高齢者の使用を想定するものは対象とします。購入した備品を自治会や子供会などが共同で使用しても構いません。

Q5：車を利用したガソリン代は補助対象となりますか。

A5：立ち上げに当たってのPRや、連絡調整、場合によっては利用者の送迎等に自家用車を使用することがあると思われます。

こうした場合、サロン事業に何円分のガソリンを使ったか、領収書を添付することは非常に難しくなります。

代わりに自家用車の使用記録を残していただければ、補助金の対象となりますのでご相談ください。使用記録の様式も準備しています。

市の規定に準じて1kmあたり37円とします。

車 両 使 用 記 録 簿 (高齢者交流サロン用)										
記入例										[サロン名: _____]
使用日時		車種	走行経路	走行距離		乗車人員	運転者		代表者	
月日(曜)	時 間	ナンバー	使用目的	始	終		氏名	印	確認印	
7.10	自 10:00	カローラ	サロン会場~リアスホール~サロン会場	始 50,000 km		10km	2人	大船 次郎		
水 曜日	至 12:00	岩手000あ00-00	チラシ配布	終 50,010 km						
	自 :			始	km	km				
	曜日至 :			終	km					

Q6：運営費（開催1回 1,000円）の活用例は。

A6：光熱水費や保険料など、運営に必要と認められる経費を対象とします。

なお、食糧費（お茶、お菓子、お弁当等）は、補助対象経費となりませんので、ご注意ください。（参加者の皆さんで行う調理実習などの材料代は、補助対象経費となります）

Q7：余剰金が出た場合は、返さなくてはいけませんか。

A7：もらえる補助金があれば使った方が得と考えられる場合もありますが、未永く続けるためにも必要な分だけ使った方が良いでしょう。

この場合、最終的に余剰金が出ることも考えられますが、自己資金の範囲内であれば翌年に繰り越すことが可能です。

【例】

収入	補助金	備品購入費	50,000円
	補助金	運営費分	1,000円×50回開催=50,000円
	補助金	会場使用料	5,000円×50回開催=250,000円
	参加費	300円×10人×50回開催	=150,000円の自己資金
		計	500,000円

- 支出例① 備品購入費を使い、座椅子を購入し30,000円の支出となった。
補助金は30,000円となります。
→補助金20,000円減額（前金受領済みの場合は、返金となります）
- 支出例② 運営費の実績として、190,000円の支出となった。
補助金は50,000円であるが、参加費の150,000円を充てた。
自己資金150,000円 ≥ 余剰金10,000円
→繰越可

Q8：サロンで事故やケガ、病気が発生することが心配です。

A8：このような場合、すぐに損害賠償請求が発生するような状況に陥らないよう、普段から利用者との信頼関係を築くとともに、誠意を持って事業に取り組み、対応することが必要です。

サロン活動が、加入している自治会の自治会活動として認められている場合には「自治会活動保険」がご利用いただけますので、詳細については自治会にお問い合わせください。

また、社会福祉協議会の「ボランティア行事用保険」や民間の損害保険会社で取り扱っている「レクリエーション（行事用）保険」で保険をかけることもできますので（一般的に、参加者20名以上の行事に参加する方々のケガを補償する保険です）、詳細については、大船渡市社会福祉協議会または民間の損害保険会社にお問い合わせください。

Q9：参加者の負担を無料にはできませんか。

A9：未永く活動していただくためにも、補助金頼りにならないよう、お茶・お菓子代程度でも自己負担を検討していただきたいと思います。

Q10：補助金の手続きが面倒です。

A10：補助金を受けるにあたっては、その財源が皆様からの税金であることも踏まえ、どうしても一定の手続きが必要となります。例えば、いくつかの地域で実施する分の補助金の手続き事務を、地区版地域助け合い協議会でまとめて処理する体制をとるなど、地区内でうまく助け合う事もご検討いただきたいと思います。

ただし、事務手続きが煩雑だと思われることは十分承知していますので、どうしても手続きが取れずに開催できないという場合には、担当者ができるだけ協力させていただきます。パソコン等不慣れな場合は代筆もしますので、お気軽にご相談ください。

まずは、誰が、どこを会場に、週何回開催したいかご相談いただければと思います。

Q11：当初計画したものと別の用途に使いたいのですが。

A11：これは補助対象になるだろうと思っていたが、最終的に補助対象とならなかったという場合も想定されます。

事業を進めるにあたって、より良い使い道を発見することは当然あり得ますので、使う前にまずは担当者にご連絡ください。

Q12：わざわざ領収書を書いてもらうのは面倒です。

A12：購入したものが明記されていて、使途が説明できるものであればレシートでも構いません。

Q13：クレジットカードでの支払いや、口座振替により領収書がありません。

A13：例えば、電気代やガス代などは領収書を準備することが困難ですので、検針票を提出してください。

Q14：光熱水費はどのように補助対象額を算出しますか。

A14：光熱水費については、明確に高齢者交流サロンに使用した分を分けることは困難ですが、例として次のように算出しています。

【例】

電気代 検針票より

- ・基本料金分は、サロンを開催しなくともかかる費用なので除外
- ・従量分を日割り計算
- ・契約内容にもよっても違うので、個別に検討します。

ガス代 検針票より 電気代と同じ考え方

灯油代 領収書より

- ・可能であれば灯油缶を分けて管理
- ・ホームタンク等で難しい場合は日割り計算

Q15：昼食を500円で提供したいのですが。

A15：利益が全くない場合でも、不特定多数に飲食物を提供する場合は保健所に届け出て所定の手続きをする必要があります。（食品衛生責任者の配置や設備整備など）これは、営利事業に関連するというよりも、食中毒や伝染病の発生を未然に防ぐことが必要なためです。

高齢者交流サロンで飲食物を提供する場合は、当然、食中毒が発生しないように十分に注意するとともに、サロンの主催者がサロンを訪れる人に提供するというよりも、交流サロンの本来のあり方で「サロンを訪れる人がお互いに持ち寄り、または一緒に作って食べる」ような形の方がよいでしょう。※食糧費については、Q&A6記載